

会津美里町広報業務公募型プロポーザル実施要領（案）

1 目的

この要領は、「会津美里町広報業務」の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

会津美里町広報業務

(2) 業務の目的

別添「会津美里町広報業務委託仕様書(以下「仕様書」とする。)」のとおりとする。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 業務内容

別添仕様書のとおりとする。

(5) 提案上限額

3,331,900円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ただし、この金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7年4月2日(公告日)時点で、会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644号の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者でないこと。

- (3) 令和7年4月2日(公告日)時点で、町税等を滞納している者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を会津美里町から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び会津美里町暴力団等排除条例(平成24年会津美里町条例第11号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当する者ではないこと。
- (6) 業務の履行に支障がなく、業務を遂行するにふさわしい知識、経験及び技術を備えており、かつ、業務の遂行に必要な実施体制や人員体制を有していること。

4 プロポーザル参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領及び仕様書並びに会津美里町財務規則等を理解した上で、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	提出部数
参加表明書(様式第1号)	1部
法人登記簿(登記全部事項証明書) (法人の場合) ※1	1部
納税証明書 ※2	1部
誓約書(様式第2号)	1部

※1 参加表明書の提出時点において、会津美里町令和7・8年度工事等請負有資格業者名簿(一般委託)に登録されている者である場合は、提出不要とする。

※2 提出する納税証明書については、以下のとおりとする。

- ・証明期間は令和7年4月2日(水)時点で取得可能な最新のもの(直前1年分)とする。
- ・法人設立直後である等により、必要書類の一部または全部を取得できない場合は、その旨とその理由について、令和7年4月9日(水)までに政策財政課へ申し出ること。その際に、代わりとなる書類の提出を求められた場合は、その指示に従うこと。

【会津美里町内の事業者(法人)】

税目	取得場所	取得する証明書
法人税	国税所管税務署	税務署様式その3の3
消費税及び地方消費税		
法人町民税	会津美里町役場	会津美里町において滞納がないことの証明

		(納税証明書)
--	--	---------

【会津美里町内の事業者（個人）】

税目	取得場所	取得する証明書
所得税	国税所管税務署	税務署様式その3の2
消費税及び地方消費税		
個人町民税（特別徴収を含む）	会津美里町役場	会津美里町において滞納がないことの証明 (納税証明書)
固定資産税		
軽自動車税		
国民健康保険税		

【会津美里町外の事業者（法人）】

税目	取得場所	取得する証明書
法人税	国税所管税務署	税務署様式その3の3
消費税及び地方消費税		
法人市町村民税	法人市町村民税 支払先の自治体 窓口	当該自治体において滞納がないことの証明 (納税証明書)

【会津美里町外の事業者（個人）】

税目	取得場所	取得する証明書
所得税	国税所管税務署	税務署様式その3の2
消費税及び地方消費税		
個人市町村民税（特別徴収を含む）	住所地の自治体	当該自治体において滞納がないことの証明 (納税証明書)
固定資産税		
軽自動車税		
国民健康保険税		

(2) 提出方法

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)とする。

(3) 提出場所

本実施要領に定める担当課

(4) 提出期限

令和7年4月14日(月)必着

※ 持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年

法律第 178 号)に規定する祝日(以下「休日」という。)を除く 8 時 30 分から 17 時 00 分までとする。

※ 郵便による場合は、郵便事故等により上記提出書類が提出場所に到着しなかったことに対して、異議申し立てはできない。

5 質問及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、次のとおり質問票を提出すること。ただし、評価や審査に係るものの質問については受け付けない。

(1) 提出書類

質問票(様式第 3 号)

(2) 提出方法

電子メールとする。

※ 質問票送信後、必ず電話により受信確認を行うこと。

※ 受信確認は休日を除く、8 時 30 分から 17 時 00 分までとする。

(3) 提出先

本実施要領に定める担当課メールアドレス：seisaku@town.aizumisato.fukushima.jp

(4) 提出期限

令和 7 年 4 月 9 日(水)17 時 00 分までとする。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、質問者名をふせて集約したものを令和 7 年 4 月 10 日(木)までに会津美里町ホームページに掲載する。

会津美里町ホームページ <https://www.town.aizumisato.fukushima.jp>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案書等の作成及び提出は、次のとおりとすること。

提出書類	提出部数
企画提案書表紙(様式第 4 号)	正本 1 部 及び 電子データ一式 ※ 3
会社概要(様式第 5 号) ※ 1	
業務実績調書(様式第 6 号)	
業務実施体制(様式第 7 号)	
企画提案書 別紙 (任意様式)	

見積書及び見積内訳書(様式第8号) ※2	正本1部(要印)
----------------------	----------

- ※1 パンフレット等、会社の概要が分かるものを添付すれば省略可とする。
- ※2 業務期間における見積書を作成すること。費用内訳の添付は任意とする。
- ※3 電子データについては、ファイル形式は指定がある場合を除き「Adobe 社 PDF」とし、CD-R または DVD-R に保存して提出するか、クラウドストレージサービス等により提出すること。電子メールへのファイル添付は受信容量の都合上不可とする。なお、提出書類の不備、漏れ等に関しては提出者がその責任を負うものとする。

(2) 提出方法(正本)

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)とする。

(3) 提出場所

本実施要領に定める担当課

(4) 提出期限

令和7年4月18日(金)必着

- ※ 持参による場合の受付時間は、休日を除く8時30分から17時00分までとする。
- ※ 郵便による場合は、郵便事故等により上記提出書類が提出先に到着しなかったことに対して、異議申し立てはできない。
- ※ 参加表明書を提出しても、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

7 企画提案書等作成方法

(1) 全般

企画提案書は、6(1)の通りの順番に並べ、簡易製本(原則、A4サイズ、縦、左綴じ)すること。使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

また、使用する様式については、別に定めがある場合を除き、規定の様式を使用すること。様式は1ページとしているが、1ページに収まらなくとも差し支えないものとする。

(2) 会社概要(様式第5号)

提案者の概要を記載すること。

なお、パンフレット等、会社の概要が分かるものを添付すれば省略可とする。

(3) 業務実績調書(様式第6号)

自治体における広報業務受託実績について記載すること。

(4) 業務実施体制(様式第7号)

本業務における実施体制を記載すること。

(5) 企画提案書 別紙(任意様式)

本業務に関する企画提案書を企画提案書作成要領に基づき作成すること。

(6) 見積書(様式第8号)

本業務に関する全ての費用を記載すること。

8 選定方法

- ・別紙「会津美里町広報業務提案書評価基準」に基づき、「会津美里町広報業務公募型プロポーザル審査委員会」における審査を経て、本業務について最も適切な企画提案を選定する。
- ・提出された書類による審査とし、提案者によるプレゼンテーションは実施しない。
- ・本プロポーザルの評価項目及び配点は、次に掲げるものとする。

審査項目		配点
課題の評価	業務の理解と課題の妥当性	15
	構成力	15
	表現力	15
	形式・体裁	15
その他	多様な情報発信	12
	地域密着性	12
	業務実施体制・業務実績	8
	見積額	8
合 計		100

- ・各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定する。
なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者として選定する。
- ・各審査者の評価点の合計点には最低基準点(400点×60%＝240点)を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。
- ・受託候補者の選定結果は、本プロポーザルのプレゼンテーションを行った全参加者へ郵送により通知する。また、会津美里町ホームページでも選定結果を公表するが、参加者の名称や評価点については、公にすることにより参加者の権利利益を害するおそれがあると判断する場合は、公表しないことができるものとする。なお、結果通知の内容に対する異議申し立てには応じない。

9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のとおり実施する。

①公募型プロポーザル実施公告	令和7年4月2日(水)
②質問受付期間	令和7年4月2日(水)から 令和7年4月9日(水)まで
③質問に対する回答	令和7年4月10日(木)予定
④参加表明書の提出期限	令和7年4月14日(月)
⑤課題データ提供	令和7年4月15日(火)予定
⑥企画提案書等の提出期限	令和7年4月18日(金)
⑦選定結果の通知発送	令和7年4月24日(木)予定
⑧業務委託契約の締結	令和7年5月1日(木)予定
⑨審査結果等の公表	令和7年5月7日(水)予定

10 受託候補者決定後の契約

(1) 企画提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により内容を修正・変更する場合がある。

(2) 契約の締結

受託候補者との協議が整い次第、会津美里町財務規則(平成17年会津美里町規則第43号)に基づいて契約を締結することとする。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた協議を行うこととする。

11 参加者の失格

参加者が以下のいずれかに該当する場合、その者の提出した書類を全て無効とし、提出者は失格とする。

- ・本実施要領等に定める提出方法、提出先、提出期限、留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ・本実施要領に定める参加資格要件を満たしていない、又は満たすことができなくなった場合
- ・提出書類の不備又は虚偽の記載等があった場合
- ・審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ・その他、著しく信義に反する行為があった場合

12 その他の留意事項

- ・参加表明書及び企画提案書の提出者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立する。ただし、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定

しない。

- ・参加表明書を提出した者は、本プロポーザル関係書類に記載されている一切の内容に同意したものとみなす。
- ・参加者は本プロポーザルの実施後、内容の不明又は不知を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ・企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- ・企画提案書は、提出者 1 者あたり 1 提案とし、複数の提案はできない。
- ・提出期限以降の企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- ・提出された参加表明書、企画提案書等は返却しない。
- ・参加表明書又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式第 9 号)により、担当課へ届け出ること。
- ・提出された企画提案書等の内容について、本町より問い合わせ又は追加資料の提出を求めることがある。
- ・本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、会津美里町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年会津美里町条例第 4 号)に基づき、提出書類を公開する場合があります。なお、この場合においては、情報公開請求内容について協議するものとする。

1 3 担当課(問い合わせ先)

会津美里町政策財政課政策企画係(本庁舎 2 階 1 0 番窓口)

所 在 地：〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地 1 番地

TEL/FAX：0242 - 55 - 1171/0242 - 55 - 1139

E-mail：seisaku@town.aizumisato.fukushima.jp